

諸外国における警備業の実態調査 報告書

平成15年3月

財団法人 社会安全研究財団
(株式会社 UFJ総合研究所)

まえがき

平成 14 年の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が 285 万件を超え、7 年連続して戦後最悪を記録し、とりわけ、国民が身近に脅威として感じる路上強盗、ひったくり等の街頭犯罪や侵入窃盗、侵入強盗等の侵入犯罪の増加が顕著であります。このような厳しい治安情勢から、今後我が国における警備業の役割はますます重要になるとともに、警備業務に対する社会的需要は一層増大していくことが予想され、警備員には警備業務の種別に応じた専門的な業務遂行能力等がこれまで以上に求められることが見込まれます。このため、国民の需要に的確に応えることができる一定水準以上の資質を有する警備員を量的に確保することが重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、社会安全研究財団では、「外国における警備業に関する調査研究委員会」を設置し検討を行い、諸外国における警備員の資質、能力と従事する警備業務、警備員に対する教育訓練、資格等の状況、これらに係る法制度等について実態調査を行い、報告書にまとめました。

なお、社団法人全国警備業協会においても諸外国（イギリス、フランス、ドイツ）における警備業の調査を実施し概要をまとめていますので、活用の利便性を考慮し報告書に掲載することとしました。

この報告書が、今後の防犯システムたる警備業の在り方等についての検討資料としてお役に立てることを願っています。

平成 15 年 3 月

社会安全研究財団

外国の警備業に関する調査研究委員会委員名簿

委員長

小 幡 純 子 上智大学法学部教授

委 員 (順不同)

川 出 敏 裕 東京大学法学部助教授

委 員 和 田 均 セコム株式会社海外事業部次長

委 員 竹 内 崇 総合警備保障株式会社経営企画部企画課長

委 員 松 田 吉 博 日本警備通信株式会社専務取締役
社団法人全国警備業協会

委 員 吉 田 孝 雄 財団法人空港保安事業センター
教育・監査業務部長

委 員 宮 城 直 樹 警察庁生活安全局生活安全企画課
セキュリティシステム対策室長

委 員 岡 部 正 勝 警察大学校警察政策研究センター教授

◇◇目次◇◇

調査の概要	1
要約	4
<米国・ニューヨーク州>	4
<カナダ・オンタリオ州>	6
<オーストラリア・ニューサウスウェールズ州>	8
<韓国>	11
諸外国の警備業比較表	13
I. 米国・ニューヨーク州における警備業の現状	16
1. 警備業の現状	16
2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況	21
(1)警備業関連法令	21
(2)警備員が使用する護身用具・武器の状況	26
(3)警備員が使用する警備用機器（保安検査用機器を含む）の状況	28
(4)警備員の権限	29
(5)警備員に対する教育訓練の状況	29
(6)警備業と警察の連携の状況	34
(7)警備業の治安維持に対する貢献の状況	35
II. カナダ・オンタリオ州における警備業の現状	38
1. 警備業の現状	38
2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況	41
(1)警備業関連法令	41
(2)警備員が使用する護身用具・武器の状況	48
(3)警備員の権限	49
(4)警備員に対する教育訓練の状況	50
(5)警備業と警察との連携の状況	54
(6)警備業の治安維持に対する貢献の状況	54

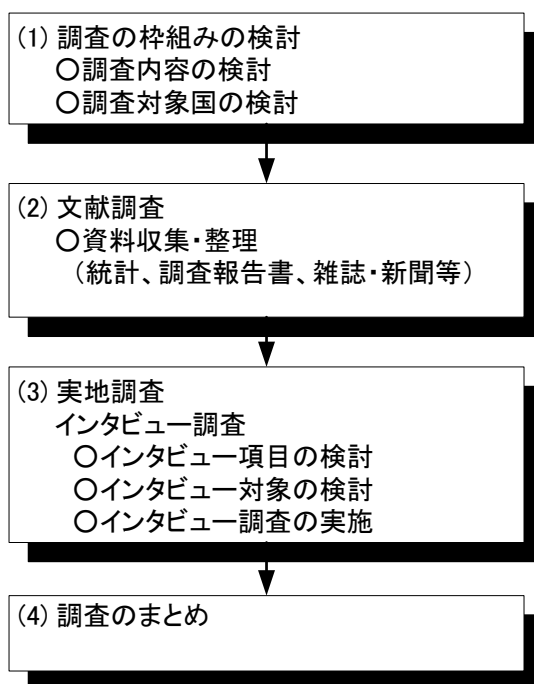
III. オーストラリア・ニューサウスウェールズ州における警備業の現状	58
1. 警備業の現状	58
2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況	63
(1)警備業関連法令	63
(2)警備員が使用する護身用具・武器の状況	71
(3)警備員が使用する警備用機器（保安検査用機器を含む）状況	73
(4)警備員の権限	73
(5)警備員に対する教育訓練の状況	74
(6)警備業と警察の連携の状況	79
(7)警備業の治安維持に対する貢献の状況	80
IV. 韓国における警備業の現状	83
1. 警備業の現状	83
2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況	89
(1)警備業関連法令	89
(2)警備員が使用する護身用具・武器の状況	96
(3)警備員が使用する警備用機器（保安検査用機器を含む）の状況	97
(4)警備員の権限	98
(5)警備員に対する教育訓練の状況	99
(6)警備業と警察の連携の状況	105
(7)警備業の治安維持に対する貢献の状況	106

調査の概要

警備業は、警察庁の管轄下にあり、「警備業法」により経営者や警備員の資質面、事業内容等についての規制を受け、都道府県の公安委員会によって許可を受けて事業を行っている。昭和 37 年に我が国最初の警備会社が設立された後、経済活動の高度化に伴って、防犯、防災に対する需要が高まり、市場規模は 2 兆 5 千億円を超えるまでに成長している。一方、業界の適正な発展、警備員教育の強化等を目的として、昭和 57 年には警備業法が改正された。また、平成 14 年の警察白書では、警備業などの防犯システムが生活安全産業として国民のニーズに的確に応えることができるように法整備も含め検討を行うとされている。

そこで、本調査では、諸外国における警備業について、警備業の現状、警備業及び警備員に関する法令、規制等の状況、警備員の教育訓練、警備業と警察との連携等についての実態調査を行い、我が国における警備業及び警備業法の今後のあり方の検討に資することを目的とする。

本調査は、以下のような流れで進めた。また、本調査の視点や調査内容、方法等について、助言等を得るために、「外国の警備業に関する調査研究委員会（委員長：小幡純子上智大学教授、事務局：(財)社会安全研究財団）」を設置し、2 回の委員会を開催した。



そして、調査対象国は、①近年警備業関連の法制度が改正された国、②警備業と警察との連携が進んでいる国（警備業に対する警察業務の委託）、③州等で法制度が異なっている場合では、当該国における大都市を有している州、といった考え方をもとに、以下の4カ国を選定した。

- ・ 米国（ニューヨーク州）
- ・ カナダ（オンタリオ州）
- ・ オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）
- ・ 韓国

また、調査内容は以下の通りとした。

1 警備業の現状

- ・ 警備業者数
- ・ 警備員数
- ・ 警備業務の種類
- ・ 市場規模
- ・ 警備業団体（警備業協会）の有無及びその主たる業務

2 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況

(1)警備業関連法令

- ・ 警備業のライセンスの状況
- ・ 警備業者が行う警備業務に関する規制の有無
- ・ 警備員に関する資格、要件等
- ・ 法制度等が改正等された場合（含検討段階）、その背景/改正の内容

(2)警備員が使用する護身用具・武器の状況

- ・ 所持等している護身用具・武器
- ・ 所持等に必要なライセンス等
- ・ 護身用具・武器の使用に当たっての規制・ガイドライン

(3)警備員が使用する警備用機器（保安検査用機器を含む）の状況

- ・ 使用している警備用機器
- ・ 使用に必要な資格等
- ・ 警備用機器機能要件の規制・ガイドライン（性能基準・検知対象物等）

(4)警備員の権限

- ・警察官と警備員の権限の違い

(5)警備員に対する教育訓練の状況

- ・教育訓練体系
- ・教育訓練内容、時間、実施機関
- ・教育訓練カリキュラム策定主体

(6)警備業と警察との連携の状況

- ・連携の内容
- ・情報交換の有無
- ・警備員の教育訓練に対する協力の有無
- ・連携の主体

(7)警備業の治安維持に対する貢献の状況

- ・警備業の活動分野
- ・警備業に対する警察業務の委託、公の機関の業務代行、支援等の有無

要約

<米国・ニューヨーク州>

1. 警備業の現状

ニューヨーク州の警備業者数は 540 社（2003 年 1 月 8 日現在）ある。警備員数は 122,600 人（2003 年 1 月 8 日）である。警備業者の主な業務は、個人・財産の保護、警備・監視、パトロールである。探偵業務や武装した現金輸送業務を行うためには別のライセンスが必要となる。

大手警備会社 Securitas 社の推計によると、米国全体での警備業（警備、機械警備、現金輸送）の市場規模は約 300 億ドル（2000 年）と推計されている。

全米レベルでの警備業団体には、American Society for Industrial Security(ASIS)、National Association of Security Companies(NASCO)がある。ASIS が最も大きな警備業団体であり、その活動は国際的なものとなっている。ASIS の主なサービスは、警備に関連した専門教育プログラムの提供、警備員認証プログラムの運用である。

2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況

(1) 警備業関連法令

米国では、各州がそれぞれの規制法（州法）によって警備業に関する規制を行っている。ニューヨーク州では、警備業を営もうとする者は警備業ライセンスを取得しなくてはならない。ライセンスを取得するためには、年齢（25 歳以上）、市民権、犯罪歴、財務力等に関する条件を満たさなくてはならない。

警備員についてもライセンス制が導入されており、警備業者がライセンスを持たない警備員を雇用することはできない。ライセンスを取得するためには、採用前の 8 時間研修と 16 時間の OJT 研修を受けなければならない。また、年齢（18 歳以上）、犯罪歴、適格性等に関する条件を満たさなければならない。銃の所持ができる特別武装警備員の場合には、これに加えて 47 時間の銃器研修を受ける必要がある。

(2) 警備員が使用する護身用具・武器の状況

警備員は特に武器を所持していない。所持できる武器は一般人と同様であり、警棒や催涙ガスの所持はニューヨーク州刑法（Penal Law）で禁じられている。銃は、特別武装警備員だけが所持できる。しかし、警備員に銃を所持させることは警備業者の負担増に繋がることもあり、銃を所持する警備員は全体の 1%にも満たない。

(3) 警備員の権限

警備員の権限は一般住民と同じである。逮捕権はなく、あくまで目撃者として報告するだけである。

(4) 警備員に対する教育訓練の状況

警備員法 (Security Guard Act) により、警備員は「採用前の 8 時間研修」、「16 時間の OJT 研修」、「8 時間の年次研修」を受けなければならない。特別武装警備員は、これらに加えて「47 時間の銃器訓練」、「8 時間の年次訓練」を受ける必要がある。年次研修と年次訓練は毎年受講する必要がある、受講しなければライセンスの更新が行えない。

教育訓練内容は、ニューヨーク州行政規則の中で規定されている。

教育研修は、犯罪司法局から認可を受けた民間の研修学校が提供している。研修学校で研修を実施するインストラクターについても犯罪司法局から認可を受けなければならない。2003 年 1 月現在、認可を受けている研修学校は 998 校、インストラクターは 5,873 人である。

(5) 警備業と警察との連携の状況

ニューヨーク市警では、1986 年から警備業者との連携プログラム「A.P.P.L.プログラム」を実施している。月 1 回、地区毎に警察と警備業者のディレクターが集まって、現在の犯罪状況や問題点等に関する情報交換や議論を行っている。プログラムを通じて人的なネットワークが構築され、警察と警備業者との距離が縮まった。

(6) 警備業の治安維持に対する貢献の状況

警備業者への警察業務の委譲が進むことは自然な流れであると考えられているが、具体的な事例はまだない。

9 月 11 日の同時多発テロ以降には、空港警備の見直しにより、連邦職員が警備を担当することになった。

<カナダ・オンタリオ州>

1. 警備業の現状

1997年にカナダ統計局が行った調査によると、カナダ全体で、セキュリティサービズおよび Private Investigation に携わる企業は、2,746社と推計されている。

オンタリオ州に関しては、2002年末現在で、600社ほどが警備業として登録されている（内、大多数は警備員関連企業）。

警備員の数は、登録義務のある警備員 (Security Guard) および民間捜査員 (Private Investigator) あわせて、カナダ全体で約 82,010名 (1996年)、オンタリオ州では、28,000名 (2002年12月) と推計されている。

全カナダレベルの業界団体は、Canadian Society for Industrial Security (CSIS) であり、個人単位で入会する仕組みとなっている。カナダにおける警備業界のレベルを向上するために、訓練に関する業界水準の設定等行っている。

2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況

(1) 警備業関連法令

カナダにおいては、各州が州法により警備業関連の規制を行っている。内容は州ごとに大きな違いはない。オンタリオ州の場合、the Private Investigators and Security Guards Act により、警備員および民間捜査員についてライセンス取得義務がある。連邦レベルのライセンスはないため、異なる州で就業する場合には、各州からライセンスを取得する必要がある。各警備員は、所属する企業を通して Ministry of Public Safety and Security にライセンスを申請する。但し、ライセンスといっても、犯罪履歴の有無のチェックと年齢制限 (18歳以上) があるのみとなっている。また、自社の警備を行うための企業内警備員や個人が自分のために雇用する警備員は一切登録の義務を負わない。

現在カナダでは、治安維持、セキュリティに対するニーズの増加から、警備業者の活躍する業務範囲が拡大しており、警察との垣根が見えにくくなっている。このような中で、これまで何も規制を受けていなかった警備業者に対し、訓練を義務付ける等一定のレベルを確保するために、連邦議会の下部組織である Law Commission が警備業法改正を検討している。①警備員のグレード付けと訓練について、②監視体制について (警備業界のアカウントビリティ)、③ (警察官との) 服装の区別について、④法執行機関との情報共有について、⑤犯罪の通報の義務化についてといった5つの点について法改正が検討されている。

(2) 警備員が使用する護身用具・武器の状況

警備犬、バトン（警棒）については、州政府へ届け出をし、許可を取ることとなっている。銃器は、現金・貴金属輸送車警備のみ携帯が認められており、邦政府からの許可が必要となっている。

(3) 警備員の権限

警備員に特別な権限はなく、基本的には、他のカナダ国民と全く同じ権限を有するのみである。但し、特定の権限を市町村から委託される場合や special constable（特別保安官）という権限で特定業務に従事する場合は、委託される業務（囚人の護送、違法駐車に対して罰金を課す等）遂行に必要な権限を要するが、それ以外については、一般市民と同じ権限しか有しない。

(4) 警備員に対する教育訓練の状況

現在、オンタリオ州においては、警備業者に対する教育訓練の義務は全くないため、教育訓練については、雇用主に一切任されている。ほとんどの企業が十分な訓練を行っていないのが実情となっている。

(5) 警備業と警察との連携の状況

警察官と警備業者は寧ろコンペティターであること、また警察は、警備員を十分な訓練もされていないレベルの低いものと見なしているため、警備業者と連携を取りたがらないのが実情となっている。しかし、警察の団体と業界団体が意見交換を持つ機会をつくるなど、少しずつ連携の方向にはある。

(6) 警備業の治安維持に対する貢献の状況

公共施設の警備（空港、港湾、学校、病院、国立博物館、公営住宅、夜のビジネス街、裁判所、上下水道施設等）、囚人の護送等が警備業者によって行われている。また、カナダは会計等の経済事件を専門とする警察官が少ないため、経済犯罪等の限定的な分野の捜査において、警察が民間警備業者（法会計員：forensic accountant）を一時的に雇用することがある。

一方、空港警備については、9月11日の同時多発テロ以降、連邦警察が警備を担当することとなった。

<オーストラリア・ニューサウスウェールズ州>

1. 警備業の現状

1999年6月時点でのオーストラリアの警備業者数は1,714社であり、そのうち、Static Guard (特定場所の警備)・Crowd Control (群衆整理)業務を中心に行っている警備業者は811社と全体の半数近い。オーストラリアにおいても事業者の規模の大小が極端であり、個人経営の警備業者からオーストラリア全国で2万人近い警備員がいる企業まである。

1999年6月時点でのオーストラリアのライセンスを有する警備員数は31,752人であり、そのうち81%が男性である。警備業務別では過半数を超える51%がStatic Guard/Crowd Controlの警備員である。だが、ライセンスを持たない警備員を含めると、およそ125,000人に達すると推計されている。そのうち、ニューサウスウェールズ州の警備員数は約50,000人と推計される。

オーストラリア警備業の市場規模は1999年度で13.59億豪州ドル(約1088億円)であると推計されている。その内訳は、Static Guard/Crowd Controlが全体の39%にあたる5.3億豪州ドル(約424億円)を占めている。

全国レベルの大きな警備業の業界団体として、NSAA、ASIAL、NASPAの3つが挙げられる。また、各州に少なくとも一つの業界団体があり、NSAAは各州の業界団体がメンバーとして集まった組織である。

2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況

(1) 警備業関連法令

連邦国家であるオーストラリアでは、警備業の規制は州ごとに行われている。中でもニューサウスウェールズ州は、法の定める警備業の定義が広く、規制の厳しい州の一つである。ニューサウスウェールズ州の警備業法により警備業を行うためには警備業ライセンスが必要である。警備業ライセンスの取得には、年齢(18歳以上)、市民権、犯罪歴、業界団体の加盟等の諸条件を満たさなければならない。

ニューサウスウェールズ州では警備員として警備業務に就くためにもライセンスが必要である。警備業務によって異なるライセンスが必要であり、警備員ライセンスは合計7カテゴリーある。警備員ライセンス取得には、警備業ライセンスと共通の要件(年齢、市民権、犯罪歴)に加えて、取得するライセンスカテゴリーに応じて教育訓練を受講することを法的に義務付けられている。

(2) 警備員が使用する護身用具・武器の状況

警備員が銃器の所持・携帯するためには銃器ライセンスを取得しなければならない。ただし、警備業務を行う上で銃器の携帯を 7 つの警備員ライセンスカテゴリーの一つである Class1A ライセンス（巡回警備、施設警備、金品護送のライセンス）を保有している警備員だけが銃器ライセンス取得の資格がある。そのため、Class 1A 以外の警備員が銃器ライセンスを取得することはできないので、Class 1A 以外の警備員が銃器を所持することはない。銃器の所持にライセンスが必要なのは一般市民と同じである。使用している他の護身用具としては、警棒、警備犬、手錠等がある。しかし、社内規定でこれらの銃器・護身用具の携帯・使用を制限している警備業者が多く、護身用具・武器を携帯している警備員はあまり多くない。

(3) 警備員が使用する警備用機器（保安検査用機器を含む）の状況

ニューサウスウェールズ州では企業が機械警備を行うためにはマスターライセンス、警備員が警備用機器を販売するためには Class 2B ライセンス、警備員が警備用機器を設置・修理を行うためには Class 2C が必要である。しかし、ライセンス取得のために教育訓練を受ける必要がないため、Class 1 等の他の警備員ライセンスに比べ、ライセンス取得が容易である。また、警備用機器の使用に関するガイドラインもないため、機器の使用訓練は警備業者が自主的に行っている。

(3) 警備員の権限

ニューサウスウェールズ州では、警備員の権限は一般住民と同じであり、特別な権限が付与されていない。これはオーストラリアの他の州でもほぼ同じである。

(4) 警備員に対する教育訓練の状況

ニューサウスウェールズ州では警備業法第 17 条により、警備員ライセンス（Class 1 ライセンス及び Class 2A、2D ライセンスのみ）を取得するためには、指定された教育訓練コースを履修しなければならない。教育訓練コースは政府公認の訓練履修証明書（Certificate）を習得するコースである。訓練履修証明書は政府が定めた資格であるので、訓練科目や内容の基準は政府関連機関が策定しており、教育訓練の実施機関も政府の承認を受けなければ教育訓練を行ってはならない。

(5) 警備業と警察との連携の状況

ニューサウスウェールズ州だけでなく、オーストラリア全般において、一般的に警備業と警察が連携する事例は少ない。しかし、近年、警察予算の削減及び警察官の削減に伴い、警備業が治安維持に果たす役割を重要視する傾向にあり、警備業界は警察との連携を深め、警備活動領域を広めたいと考えている。

(6) 警備業の治安維持に対する貢献の状況

ニューサウスウェールズ州では空港、議会、裁判所等の公共施設の警備は、公的な警察、法執行官（Australian Protective Service）と民間警備員が協同して行っている。これらの施設における民間警備員の活動内容は、施設の重要度に伴い求められる警備レベルによって異なる。

シドニーオリンピックの際には時限立法により、合理的な武力行使の権限等が警備員に付与され、オリンピック施設の警備を民間警備業者及びボランティアの一般住民が警備を行った。

＜韓国＞

1. 警備業の現状

韓国の警備業者数は、2,022 社（2002 年 6 月時点）あり、増加の一途である。そのほとんどは、施設警備を行っている。また、警備業者数の増加と共に、警備員数も 10 万人程度まで増加している。韓国の警備業全体の市場規模についての統計はないが、一般的には約 2 兆ウォン(約 2,000 億円)と言われている。

韓国の警備業法では、警備協会を設立することが規定されている。同協会では、警備業務の研究、警備員教育・訓練及びその研究、警備員の厚生・福祉に関する事項、警備診断に関する事項といった業務を行っている。また、警備業者の損害賠償責任を保障するための共済事業を行っている。

2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況

(1) 警備業関連法令

韓国では、民間警備業に関わる法律として警備業法がある。許可制がとられており、警備業を営もうとする者は、主事務所を管轄する地方警察庁の許可を受けなければならない。警備業は、施設警備、護送警備、身辺保護警備、機械警備、特殊警備の 5 種類に区分されており、許可は警備業のこの種類に従い個々に受ける必要がある。

韓国では、一般警備員、特殊警備員の 2 種類に警備員は分けられている。警備員については免許はないが、18 歳未満の者は警備員になれないといった条件が付与されている。

仁川国際空港にあわせて法改正を行い、民間警備員が銃を携帯し、国家重要施設の警備にあたるという特殊警備制度を導入することになった。

(2) 警備員が使用する護身用具・武器の状況

呼子、警棒、ガス噴射機といった装備を携帯している。これらについてライセンスはない。また、特殊警備員については、施設主の指示によって武器(拳銃・小銃)の携帯が可能である。

(3) 警備員の権限

警備業法にも警備員の義務だけが明示されており、権限に関する言及はない。すなわち、警備員の権限は、一般の国民と何らかわるところはない。

(4) 警備員に対する教育訓練の状況

一般警備員では、15 時間の新任教育を受ける必要がある。この新任教育は、一般警備員として採用されてから勤務配置される前まで行われなければならない。さらに、毎月 4 時間の職務教育を実施しなければならない。

特殊警備員は、警察教育機関や行政自治部令が定める基準に適合する機関等で、新任教育 80 時間を履修しなければならない。職務教育は毎月 6 時間である。

警備指導士は、警備員を指導・監督・教育する責任者であり、1995 年の警備業法の改正によって新設された国家資格である。警備指導士は、①警備員を指導・監督・教育に関する計画の策定・実施、②現場の警備員に対する巡回点検、③警察機関及び消防機関への連絡方法の指導などを行う。警備指導士資格を取るには筆記試験科目に合格した後、44 時間の研修を受けなければならない。

(5) 警備業と警察との連携の状況

警察と民間警備員との連携は、制度的に整備された上で緊密な関係を持たなければならないが、実質的にはほとんど連携が行われていないのが現状である。

(6) 警備業の治安維持に対する貢献の状況

改正された警備業法では、その附則で「他の法律の改正」の規定により航空法の一部を改正し、空港での旅客及び手貨物に対する保安検査の主体が警察官から民間人に移るようになった。

また、民間警備員が銃を携帯し、国家重要施設の警備にあたるという特殊警備制度を導入している。

諸外国の警備業比較表

	米国・ニューヨーク州	カナダ・オンタリオ州	豪州・ニューサウスウェールズ州	韓国
警備業関連法	<ul style="list-style-type: none"> Private Investigators, Bail Enforcement Agents and Watch, Guard or Patrol Agencies License Law Security Guard Act 	Private Investigators and Security Guards Act	Security Industry Act 1997	警備業法
警備業の範囲 (関連法における定義)	個人・財産の保護、警備・監視、パトロール、窃盗等の不法行為の防止	警備、調査・探偵	警備機械の設置、整備、修理、サービスの提供、警備コンサルティング、警備員の教育訓練、ボディーガード、群衆整理、用心棒、パトロール、現金輸送、その他いかなる財産の保護・監視・防御活動	施設警備、護送警備、身辺保護警備、機械警備、特殊警備
警備会社の免許等	ライセンス制 <ライセンス種別> <ul style="list-style-type: none"> 警備業 調査探偵 <関連業務のライセンス> (・武装現金輸送) Armed car carrier Act	ライセンス制 <ライセンス種別> <ul style="list-style-type: none"> 警備 (機械警備と併用した警備を行っている可能性があるが、機械警備業と施設警備等の区分けは行っていない) 調査探偵 	ライセンス制 <ライセンス種別> <ul style="list-style-type: none"> マスターライセンス (Master License) 	ライセンス制 <ライセンス種別> <ul style="list-style-type: none"> 施設警備 護送警備 身辺保護警備 機械警備 特殊警備
警備員の免許等	ライセンス制 <ライセンス種別> <ul style="list-style-type: none"> 警備員 特別武装警備員 <関連業務のライセンス> <ul style="list-style-type: none"> 警報装置設置者 Business of Installing, Servicing or Maintaining Security or Fire Alarm Systems	ライセンス制 <ul style="list-style-type: none"> 警備 調査探偵 	ライセンス制 <ライセンス種別> <ul style="list-style-type: none"> Class 1A (巡回警備、金品護送) Class 1B (ボディーガード) Class 1C (群衆整理等) Class 2A (警備コンサルティング等) Class 2B (警備機器販売等) Class 2C (警備機器設置等) Class 2D (警備員の教育訓練) 	ライセンスなし (一般警備員、特殊警備員の2種に区分)

警備会社数	540社（州、2003年1月）	600社（州、2002年12月）	1,714社（国、1999年6月）	2,022社（国、2002年6月）
警備員数	122,600人（州、2003年1月）	28,000人（州、2002年12月）	31,752人（国、1999年6月）	97,656人（国、2002年6月）
警備員の教育訓練義務	<p>警備員に教育訓練義務あり</p> <p><必要な教育訓練></p> <p>警備員：採用前の8時間研修 16時間のOJT研修 8時間の年次研修</p> <p>特別武装警備員： 警備員に課せられた教育・訓練に加えて 47時間の銃器訓練 8時間の年次訓練</p>	<p>警備員の教育義務はない</p>	<p>警備員に教育訓練義務あり</p> <p><必要な教育訓練></p> <p>Class 1 警備員： 訓練履修証明 Certificate II in Security Guarding の取得</p> <p>Class2A 警備員（コンサルティング等）： 訓練履修証明 Certificate IV in Security Risk Management 取得</p> <p>Class2D（警備員の教育訓練） 訓練履修証明 Certificate IV in Workplace Training and Assessment Category 2 の取得</p> <p>Class2B, 2C 警備員に対する教育訓練義務はない</p>	<p>警備会社に教育義務あり</p> <p><必要な教育訓練></p> <p>一般警備員：新任教育15時間 職務教育月4時間</p> <p>特殊警備員：新任教育80時間 職務教育月6時間</p>
警備員の権限	一般の国民に同じ	一般の国民に同じ	一般の国民に同じ	一般の国民に同じ
武器等の携帯	<p>一般市民と同様に、警棒や催涙ガス等の所持は禁止されている。</p> <p>特別武装警備員だけが銃を所持できる。</p>	<p>警棒、警備犬は州政府からライセンスを取得した上で所持が可能。</p> <p>銃器については、現金・貴金属輸送車を護衛する警備員のみ連邦政府からライセンスを取得した上で所持が可能。</p>	<p>一般市民と同様に銃器ライセンスの取得が必要。ただし、ライセンスの取得資格があるのは Class 1A 警備員のみ。</p>	<p>呼子、警棒、ガス噴射機は携帯が認められている（ライセンスは不要）。これらに加え、特殊警備員は武器（拳銃、小銃）の携帯が可能。</p>

<p>空港警備</p>	<p>以前は航空会社が雇った民間警備員により行われていたが、9月11日のテロ以降、連邦政府職員が警備を担当するようになった。</p>	<p>以前は、航空会社の責任で行われていたため、民間警備員により行われていた。しかし、9月11日のテロ以降は、連邦警察が警備することが国会で決定された。</p>	<p>Australian Protective Service が中心となり、空港警備を行っている。一部、民間警備業者と協同して行うこともある。</p>	<p>仁川国際空港にあわせて、2001年に法改正を行い、民間警備員が銃を携帯し、国家重要施設の警備にあたるという特殊警備制度を導入することになった。航空法の一部を改正し、空港での旅客及び手貨物に対する保安検査の主体が警察官から民間人に移った。</p>
<p>備考</p>	<p>警備員の職歴や犯罪歴が州務省のデータベースで一括管理されている。 武装現金輸送業を営むためには別法で規定されたライセンスを取得する必要がある。</p>	<p>セキュリティに対するニーズの増加から、警備業者の業務範囲が拡大しており、警察との垣根が見えにくくなっている。このような中で、訓練を義務付ける等で警備員のレベルを確保するために連邦議会の下部組織である Law Commission が警備業法改正を検討している。</p>	<p>警備員のライセンスが警備業務によって異なっており、合計7つの種別がある。 警備員ライセンス取得には教育訓練が義務付けられており、ライセンスの種別ごとに教育訓練科目が定められている。 (ただし、Class 2B、2C ライセンスは教育訓練義務はない)</p>	<p>わが国の警備業法を参考にし、法律等が定められている。請願警察、特殊警備制度の存在が、わが国の制度と大きく異なる。</p>